# 税務解説即答3問

## 1 財産債務調書制度の見直し

**Q 令和５年分以後の財産債務調書制度が見直されたとのことですが，見直しの内容を教えてください。**

**A** 令和４年度税制改正において，令和５年分以後の「財産債務調書」の提出義務者及び提出期限などについて，次のとおり見直しが行われた。

(1) 提出義務者の拡充

改正前の提出義務者は下記①及び②を満たす者であったが，改正後は③に該当する者も提出義務者となった。

①その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合

②その年の12月末において，その合計額が３億円以上の財産又は１億円以上の国外転出特例対象財産（例：有価証券，未決済信用取引）を有する場合

③その年の12月末において，その合計額が10億円以上の財産を有する者

(2) 提出期限の見直し

提出期限がその年の翌年の３月15日までだったものが，その年の翌年の６月30日までに見直しがされた。

(3) 記載内容の拡充等

①家庭用動産や事業用の未収入金などについて記載を簡略化できる範囲が100万円未満から300万円未満に拡充された。

②事業又は業務の用に供する未払金等について，用途を問わず，借入金，未払金（支払手形を含む），その他の債務のうち，その年の12月末において金額が300万円未満のものは，所在別に区分することなく，件数及び総額で記載することができることになった。

③その年の12月末における預金高（一口）が50万円未満の預貯金口座については，その預入高の記載を省略することができることとなった。

④青色申告決算書又は収支内訳書の「減価償却費の計算」欄に記載された減価償却資産については，資産ごとに区分して記載することを省略できることとなった。

## 2 定額減税の特別控除の実施方法

**Q 令和６年分の所得税について定額減税が実施されることになりましたが，特別控除の実施方法を所得の種類別に教えてください。**

**A** 令和６年分所得税の納税者である居住者で，令和６年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である者は，令和６年分所得税について本人は３万円，同一生計配偶者又は扶養親族は１人につき３万円の特別控除額が控除される。

特別控除は，所得の種類によって，次の方法により実施される。

(1) 給与所得者

令和６年６月１日以後，甲欄が適用される居住者に対し最初に支払われる給与等（賞与を含む）につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税（以下，「所得税等」という）の額から特別控除額に相当する金額が控除される。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は，以後，令和６年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除される。

(2) 公的年金等の受給者

令和６年６月１日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く）につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除額に相当する金額が控除される。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は，以後，令和６年中に支払われ

る公的年金等につき源泉徴収される所得税等の額から順次控除される。

(3) 事業所得者等に係る特別控除

原則として，令和６年分の所得税の確定申告（令和７年１月以降）の際に所得税等の額から控除される。

予定納税の対象となる者については，令和６年７月の第１期分の予定納税から本人分に係る特別控除額に相当する金額が控除される。なお，同一生計配偶者又は扶養親族に係る特別控除額に相当する金額については，予定納税額の減額申請の手続により特別控除額を控除することができ，第１期分予定納税額から控除しきれなかった場合には，控除しきれない部分の金額が11月の第２期分予定納税額から控除される。

## 3 代償分割と換価分割の税務上の手続

**Q 遺産分割協議において代償分割とした場合と換価分割とした場合とでは，後日，対象財産を譲渡した際の税務上の取扱いに違いはありますか。**

**A** 代償分割とは，遺産の分割に当たって共同相続人などのうち１人又は数人に不動産等の相続財産を現物で取得させ，その現物を取得した人が他の共同相続人などに対して現預金等の支払いなどの債務を負担するもので現物分割が困難な場合に行われる方法である。この場合の相続税の課税価格の計算は，代償財産を交付した者の課税価格は，相続又は遺贈（以下，「相続等」という）により取得した現物の財産の価額から交付した代償財産の価額を控除した金額となり，代償財産の交付を受けた者の課税価格は，相続等により取得した現物の財産の価額と交付を受けた代償財産の価額の合計額となる。

また，代償分割の対象となった財産が特定され，かつ，代償債務の額がその財産の代償分割の時における通常の取引価額を基として決定されている場合には，代償財産の価額は，一定の方法により算出した価額となる。

そして，後日，代償財産を交付した者が相続等により取得した現物の財産を譲渡した場合には，その代償財産を交付した者が譲渡所得税を負担する。

一方，換価分割とは，遺産の分割に当たって不動産等の相続財産を譲渡し，その譲渡代金から諸経費を差し引いた残額を一定の所有割合で各相続人が取得する方法である。この場合の相続税の課税価格は，遺産分割で決定した所有割合によりその相続財産を共有で取得したものとして計算する。

換価遺産に係る譲渡所得税の申告については，換価代金の取得割合が定められている場合には，換価遺産の所有割合が換価代金の取得割合と同じ割合とすることを定めることにほかならず，各相続人は換価代金の取得割合と同じ所有割合で換価したとして，換価遺産の所有割合（＝換価代金の取得割合）に応じて申告することになる。

なお，換価分割が行われた場合，換価の都合上，共同相続人のうち１人の名義に相続登記をしたうえで換価し，その後において，換価代金を分配することとした場合，贈与税は課税されるのかが問題となるが，共同相続人のうちの１人の名義で相続登記をしたことが，単に換価のために便宜上行ったものであり，その代金が，分割協議等の内容に従って実際に分配される場合には，贈与税の課税が問題になることはない。

（M.S.）